

第1節 随想

労働委員会での研修

元会長 平石 典生

(公益委員 平成24年6月20日～令和4年6月19日)

(会長 平成30年6月24日～令和4年6月19日)

私は、平成24年6月20日、公益委員に任命された。最初に公益委員就任の打診を受けたのは、当時の会長であった本田哲夫先生からであった。その時は、公益委員に就任するかどうかが迷いがあった。というのも、その当時既に弁護士として17年余りの経験はあったものの、労働事件の経験は少なく、特に不当労働行為等の集団的労働事件を取り扱ったことはなかったからである。

しかしながら、本田先生から熱心にお誘いをいただいたことから、思い切ってお引き受けすることとした。それでも、内心は不安であったが、最初の総会に出席した際に、本田先生の後任の会長となられた新開文雄先生から、労働委員会で労働事件を勉強させてもらえると思えばよいと言われたことで、少し気が楽になった。

実際のところ、労働委員会では、毎月の総会を始め様々な研修の機会をいただいた。特に記憶に残っているのは、公益委員に任命されて間もない平成24年9月に参加した東京の中央労働委員会での研修である。初日には、労働法の大家であり、当時の中央労働委員会会長であった菅野和夫先生の講演を聴くことができた。2日目は、午前中に審査実務と和解実務の事例研究に参加し、午後は判例の事例研究に関する講義を受けた。

この研修を受講しただけで急に労働法に関する知識や経験が大幅に向上したわけではないし、詳しい内容は忘れてしまったが、非常に刺激を受け、労働法に対する興味・関心が高まり、公益委員としての職務に対する意欲が高まったことを覚えている。

その後も、中央労働委員会での研修に何度か参加させていただいたほか、地方で開催される労使関係セミナーにも何度か出席した。こちらにも、中央労働委員会等の委員を務めている大学教授等の専門家から、その時々労働法の重要なテーマについて解

説していただき、非常に勉強になった。

さらに、北海道及び東北6県労働委員会連絡協議会の総会や研修会でも、様々な研修の機会に恵まれた。特に、公益委員に就任後間もない平成24年10月に福島県で開催された総会では、いきなり分科会の進行役を担当することとなり、事前に提出された各道県の委員の意見を整理して分科会当日の進行を検討したり、分科会当日は参加委員から出された意見を短時間で整理して結果発表の原稿を作成したりと、非常に困難な作業ではあったが、各委員からの示唆に富む意見を伺うことができ、非常に貴重な経験をさせていただいた。

そのようにして労働法を勉強させていただけなかったら、任期中に担当させていただいた不当労働行為事件や個別労働紛争事件の処理は覚束なかったであろうと思われる。そして、公益委員を退任した後も、労働委員会での研修や事件処理を通じて経験したことが弁護士としての実務に非常に役立っている。また、公益委員を退任した後も、中央労働委員会のサイトを通じて、労使関係セミナーの講演を視聴したり、資料を入手したりして、実務の参考にさせていただいている。

10年間お世話になった福島県労働委員会には心より感謝申し上げるとともに、創設80周年を機に今後ますます労使関係の健全な発展のためにご尽力いただきたいと願っている。

福島県労働委員会 80周年に寄せて

元労働者委員 坂路 芳知

(労働者委員 平成28年6月20日～令和4年6月19日)

福島県労働委員会に於いて、私がお役に立ったのか、非常に疑問の残る所であり、80周年記念寄稿文の依頼を受け私でいいのか？大変戸惑っています。しかし、たつての依頼ですので、何とか重い腰を上げ筆を執りました。

労働委員を退任してから当時を振り返ると大変緊張して、総会、個別紛争あっせん等に足を運んだことを鮮明に記憶しています。

現在でも大した知識ありませんが、当時は労働委員会の組織役割、労働法の詳細は勿論、解釈などともない。今まで遠い世界の大学教授、弁護士、社労士各先生方、同じ会議、総会に同席しているだけで緊張していました。私の得意でない、いや、嫌いな世界に、私が労働者代表でいること自体が、労働委員会に迷惑が掛かる、正直そう思っていました。亡き母がいていた様に勉強しろ！の言葉が身に染みて、胃が締め付けられつつ、自治会館での総会等に出席していました。

任期後半からは、労側幹事のUAゼンセン鈴木さんの勇退に伴い指名され、本当に『五里霧中』の中での幹事でした。労側幹事会、盛岡、仙台等会議に出席した記憶が名刺交換すると各県の連合会長、事務局長の錚々たるメンバーの中で非常に緊張して会議に臨み、福島の代表としてあやしい所もありましたが、何とか、電力の大槻さんにバトンを渡せました。

労働委員会の苦行の様な活動と並行して、『出前講座』は、大変有意義な時間でした。私は県内の高校に出向き、ワークルールの講義を行いました。職員の方々にも助けられ、充実した時間でした。基本的なルールに加えて、工場での労働災害の生々しい実態や、パワハラ、セクハラ、メンタル等、実体験をベースに講話して質問が出る講座を心掛け、分かりやすさ第一で行いました。後ほどのアンケートでは福島訛りが聞きやすい等の意見が寄せられ、福島県人として誇りに思いました。

一番強調したのは、『自分の命を守る。』講話でした。在任中、株式会社電通の『高橋まつりさん』の長時間労働による過労自殺が、社会問題化していて、タイムリーな話題として講話を行いました。

仕事、人生に躓いたら一呼吸入れて、親、友達、先生、上司、労働組合等に相談してください。公的なところでは、労働委員会が有りますから、電話してください。

『ケガしない、こころも元気に何か心配事があれば相談。悩まない。』

取り留めのない話をした記憶がありますが、私の話が子供たちに響いていればいいのですが。

一緒に講座で段取りして頂いた職員の方からは、『命の授業』をお願いしますといわれたのが、非常に心に残っています。任期を全う出来たのは、職員の方々の力添えの賜物です。御礼申し上げ筆をおきます。

『私の人生の中でスパイスの効いた『ピリッ』とした時間を有り難うございました。』

労働委員会での学びが私の再出発点

～ 創設 80 周年、誠におめでとうございます ～

元使用者委員 穴澤 耕二

(使用者委員 平成 26 年 6 月 20 日～令和 6 年 6 月 19 日)

1. 平櫛田中氏のことば

国立劇場のロビーに展示されている鏡獅子（改修中につき里帰り中）。ご存知の方も多いでしょうが、この見事な彫刻の作者は平櫛田中（ひらぐし でんちゅう）氏。107 歳の天寿を全うしてこの世を去られたが、百歳を過ぎても現役を貫かれた平櫛翁は『60、70 は鼻たれ小僧、男盛りは百から百から』と心に響く言葉を残された。

福島県労働委員会委員を務めたご褒美に全国 8 名の一人として令和 6 年秋の叙勲（旭日双光章）を受章し、わが身に過ぎたる荣誉となった。

天皇陛下から皇居宮殿・豊明殿で賜ったお言葉「…これまでのご尽力に感謝します。これからも精進ねがいます…」が赤々と蘇ります。巷では叙勲を賜れば人生一丁あがりと言われているらしいが、平櫛翁の言葉で 72 のわが人生は卒業ではなく、男盛りをめざし、世のためご縁をいただいた人のために何かしらお役に立つことに注力しようと思いました。そういった意味で、労働委員会の 10 年間は各労働委員はじめ常に地道な努力の事務局の皆さんに改めて満腔の感謝を申しあげたい。

2. 県労働委員と労働審判員を同時担う異色人

日本経団連は最高裁から、労働審判員は公平中立な立場で参画するものとされている制度の趣旨に照らして労働委員との兼務は望ましいものではなく、できる限り避けてほしい、兼務者は必要最低限数にとどめてほしい旨の申し入れを受けていた。従って、この一文を遵守しながら、私は平成 18 年 2 月から令和 4 年 3 月まで 16 年 2 ヶ月間、会津若松から福島地方裁判所に出向き労働審判委員会 3 名のうちの一人として務めた東北 6 県でも唯一の長勤者（レジェンド）でもあるようです。（笑）

3. 思い出の個別的労使紛争調整解決事件

今から 10 年ほどの昔の話（平成 26 年度個別調整第〇号事件）で恐縮です。労働委員はピカピカの 1 年生でしたが、労働審判員は 10 年選手で労使紛争事件を早期解決し、裁判官や書記官から奇人変人として一定の評価を得ていた時代でした。

その事件。公益は公認会計士と弁護士、労側は電気連合支部書記長、使側は私こと会津地区経営者協会専務理事の調整員 4 名の構成。当時のイケメン事務局長曰く、「穴

澤委員！ 何としても本事件は今日中に解決しましょう！ ポイントは使用者側をいかに説得するかにかかっていますよ。」

4. デフォルメした事件概要

労働者がメンタルダウンした中で会社側はやむなく普通解雇したが、その後にパワハラ労災申請が認められ、紛争は複雑化した。手続き上、会社側は 100%悪くはなかったが、小さな瑕疵（かし）はあった。労働局の紛争調整委員会では不調に終わった経緯もあった。本人は退職金の受取りを拒否したため、約 255 万円は東京法務局に預託された。社員資格の回復と退職金上積み等の要求を踏まえて、結果として解決金は 700 万円にもなったため会社側は異例の 445 万円が特別出費となった。

個別交渉の中で会社側の人事課長が労働者の回復のために精一杯努め、個別交渉の中で「ずっと眠れなかった」と吐露したごとく解決金額に一時は委員の私を罵倒する一面もあったが、本件解決には管理者としての立場からではなく経営者の立場から対応することが勘所と思い、何としても労働審判（裁判所）に行かないように鋭意努めた。

ちなみに労働審判（裁判所）では弁護士着手金や和解での成功報酬など相当の費用と時間がかかるのに対し、労働委員会では代理人弁護士を立てることなく公・労・使による個別労使紛争の解決機関として、当日中に、双方合意にこぎつけるメリットを強調したい。本件も事務局長の熱い思いに呼応して 17 時 35 分に和解調書にサインをいただいた。

5. 日本一の福島県労働委員会！？

現在、福島県労働委員会は榎 裕康会長はじめ公・労・使 15 名と長根由里子事務局長はじめ職員 11 名構成で福島県の個別労使紛争の解決機関としてご活躍いただいていることに、改めて敬意と感謝を申しあげたいと思います。

私は恥ずかしながら 46 都道府県の活躍ぶりを知りません。確かに年間数百件（福島県はじめ東北六県はヒト桁事件数）もの事件を処理し全国ナンバーワンと称される都労委をはじめ全国各地で活躍している労働委員会があることは聞き及んでいます、詳しく実態を勉強していません。

従って、私の約 50 年の人事労務の仕事に携わった人生を振り返ると、わが福島県労働委員会しか知らない愚者ゆえ、福島県は正しく“日本一”と言っても過言ではないでしょうか？

末筆ながら、80 周年というお祝いに免じて、齢 72 のつぶやきを吐露して筆を擱かせていただく非礼を何卒ご寛恕願います。

(2026 年元旦早朝 4 時に記す)